

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

福井厚生年金 事案 290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和32年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月15日から32年2月1日まで
ねんきん特別便を見たところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに気付いた。

私は、昭和30年4月1日にA社B支店に入社し、同社の本社・支店・営業所間を異動したが、35年4月に退職するまでの間、継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録に5か月間の空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者記録、複数の同僚及び事務担当者の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和31年9月15日にA本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 58 年 7 月 26 日）及び資格取得日（昭和 59 年 1 月 5 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 26 日から 59 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日から平成元年 7 月 29 日までの間、A社で継続して勤務していたが、ねんきん特別便を見たところ昭和 58 年 7 月 26 日から 59 年 1 月 5 日までの間の厚生年金保険の加入記録がないことが分かった。

当時、私は、B（職務名）をしており、長男が 2 歳 7 か月、長女が 5 か月で病気がちで、私の妻が病院に頻繁に連れて行き健康保険証を使っていたので、健康保険と同時に加入しているはずの厚生年金保険の被保険者記録に欠落があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、A社において昭和 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、58 年 7 月 26 日に資格を喪失後、59 年 1 月 5 日に同社において再度資格を取得しており、58 年 7 月から同年 12 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の元事業主及び複数の従業員は、申立人は、申立期間の前後を通じて継続して勤務しており、Bであったと供述しているほか、申立人に係る雇用保険の加入記録をみると、同社における資格取得日

は昭和 52 年 4 月 1 日、離職日は平成元年 7 月 20 日であることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、前述の元事業主は、「申立人は、申立期間当時も勤務時間や勤務日数に変更なく継続して勤務していたので、厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 58 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主（A、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格取得日に係る記録を昭和20年6月17日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、事業主は、申立人が主張する昭和24年9月30日に船員保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和23年6月及び同年7月は600円、23年8月から同年12月までは2,100円、24年1月から同年4月までは3,900円、24年5月から同年7月までは4,000円、24年8月は6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月17日から21年3月1日まで
② 昭和23年6月30日から24年9月30日まで

年金事務所で船員保険の加入記録を照会したところ、昭和21年3月1日から23年6月30日までの期間しか確認できないとの回答を受けた。

私は、申立期間①当時、Aが管理するB（船舶名）に乗船していたが、一緒にBに乗船していた同僚の船員保険の加入記録があるのに、私に船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②についても、Aが管理するC（船舶名）及びD（船舶名）のE（職務名）として雇用されていた期間中であり、船員保険の加入記録が無いことに納得できない。当該船舶に乗船していたことを証明する船員手帳を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

F社から提出された申立人に係る船員保険被保険者票をみると、申立人が申立期間①においてはBに、申立期間②においてはC及びDにそれぞれ乗船していたことが確認できる。

また、当該被保険者票において、申立人の資格取得日は昭和20年6月17日、資格喪失日は24年9月30日と記載されているとともに、F社の事業主は、「申立期間①及び②当時、すべての船舶は、Aの管理下であり、船員保険はAが管理していた。」と回答しているところ、申立人に係る当該被保険者票の摘要欄には、昭和24年9月30日に「Aヨリ事務移管」との記載が確認できる。

さらに、申立期間①について、申立人と同日にBに乗船したとする同僚は、昭和20年6月17日に資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、Aに勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、F社から提出された申立人の船員保険被保険者票の記録から60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、船員保険被保険者台帳をみると、申立人の船員保険被保険者の資格取得日は昭和21年3月1日、資格喪失日は23年6月30日と記載されていることが確認できるが、Aに係る申立人の船員保険被保険者名簿をみると、資格取得日及び資格喪失日が空白である上、備考欄には標準報酬月額の変更年月日と考えられる「22.12.1、23.5.1、24.1.1、24.6.1、24.8.1」との日付の記載が確認できることから、オンライン記録及び当該台帳に記録した資格喪失日（昭和23年6月30日）は事務処理誤りの可能性が高いと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和23年6月30日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、24年9月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、F社から提出された船員保険被保険者票の記録から、昭和23年6月及び同年7月は600円、

23 年 8 月から同年 12 月までは 2,100 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 3,900 円、24 年 5 月から同年 7 月までは 4,000 円、24 年 8 月は 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年8月21日、資格喪失日が7年11月16日とされ、当該期間のうち、6年8月21日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を6年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月21日から同年10月1日まで

私のA社における年金記録について、既に同社の事務処理を行っていたB社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得届がさかのぼって提出されており、資格取得日は平成6年10月1日から同年8月21日に訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことが分かった。

私が入社した平成6年8月21日から退職した7年11月15日まで、私の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので申立期間の記録を年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年8月21日、資格喪失日が7年11月16日とされ、当該期間のうち、6年8月21日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の

規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、C健康保険組合から提出された被保険者台帳及び事業主の供述から、申立人がA社に平成6年8月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の標準報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年8月及び9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 197

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から同年 6 月までの期間及び 43 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から同年 6 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足時において、私の国民年金について任意加入することとし、昭和 36 年 3 月に夫が加入手続を行い保険料を納めてきた。

その後も、夫の転勤に伴う転居時や厚生年金保険の資格喪失時においても、国民年金への任意加入を継続し、未納月が発生しないように気を付けていたので、申立期間が未加入扱いとなっていることに納得できない。

申立期間の昭和 39 年 3 月時点は、夫の転勤に伴う市町村転入時において、住民異動届の手續に併せて国民年金の任意加入手続を行ったものであり、43 年 1 月時点は、厚生年金保険の資格を喪失した直後において、当該市町村役場で国民年金の任意加入手続を行ったものである。市町村役場への手續については、すべて私の夫が行っていたが、夫は、大変きちょうめん几帳面な性格であったので、市町村役場への手續を怠ったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に任意加入し、申立期間を除き加入期間の保険料をすべて納付している。

申立人は、申立期間①及び②について、夫の転勤時や厚生年金保険の資格喪失日において、国民年金の任意加入を継続するために加入手続をその

都度行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人に係る国民年金納付記録票（電算記録）及びオンライン記録をみると、資格取得及び喪失記録はすべて一致している上、申立期間②については、当時の定住地であるA市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は、昭和43年4月19日に任意加入被保険者の資格を取得しており、当該資格取得日において同年4月の保険料を納付していることが確認でき、これらの記録から判断すると、申立期間①及び②は未加入期間となるため、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで
年金の受給額が多い方が良いと思い、60歳から国民年金に任意加入した。60歳から任意加入した後、1年間ほど加入しない時期があり、その後平成3年ころから再度任意加入したはずである。
国民年金の加入手続時に、保険料を収納した役場の職員の名前を覚えているので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳から任意加入した後、1年間ほど加入しない時期があり、その後平成3年ころから再度任意加入手続を行い、自ら申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市の国民年金保険料納付記録（電算記録）及びオンライン記録をみると、60歳に到達した翌日の元年*月*日に国民年金任意加入被保険者の資格を取得し、2年4月1日に資格喪失した後、5年3月30日に任意加入被保険者の資格を再取得していることが確認できるものの、申立期間においては資格を取得した記録が無く、未加入期間となるため、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の収納を担当していた役場の職員の氏名を記憶していたことから、当該市町村に照会したところ、当該職員は、在籍中に国民年金業務を担当したことはなく、申立期間前の平成3年1月に死亡していることが確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらず、平成3年4月から5年2月までの期間の国民年金手帳記

号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。